

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	身体障害者手帳の管理に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海田町は、身体障害者手帳の管理に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

広島県海田町長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	身体障害者手帳の管理に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき対象者に身体障害者手帳を交付している。 ①身体障害者手帳交付申請書の受理、審査及び申請に対する応答に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳整備に関する事務 ④氏名の変更又は居住地を移した場合の届出の受理、その届出に対する応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	1 民生行政情報データベースシステム 2 障害者福祉システム 3 団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 民生行政情報ファイル(民生行政情報データベースシステムDB)
(2) 身体障害者一覧表(障害者福祉システムDB)

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表の20の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第11条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第1項第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 表の160の項及び第162条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 表の14, 18, 20, 25, 37, 42, 48の項及び第16, 20, 22, 27, 39, 44, 50, 51, 55, 77, 78, 79, 82, 83, 93, 94, 110, 115, 126, 127, 143, 146, 157, 162, 165条 【情報照会】 実施しない

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	社会福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 社会福祉課 電話:082-823-9207 ファックス:082-823-9627
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 社会福祉課 電話:082-823-9207 ファックス:082-823-9627
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月19日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月19日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・業務PCは1人1台を使用し、職員毎のICカードとシステムIDのそれぞれにPWを設定することで、本人以外はログインができない仕組みにしている。また、ログイン後のシステム操作についてもログが残るため、故意の目的外情報照会への抑止としている。 ・業務システムにおいて、照会の際に職員自ら「特定個人情報を利用する業務」を選択させた上でないと照会が行えない仕組みとしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	所属長	社会福祉課長 新藤 正敏	社会福祉課長 中下 義博	事後	
平成31年4月1日	対象人数	1,000人以上	1,000人未満	事後	
令和5年9月7日	I 1③ システムの名称	1 民生行政情報データベースシステム 2 身体障害者福祉管理システム 3 団体内統合宛名システム	1 民生行政情報データベースシステム 2 障害者福祉システム 3 団体内統合宛名システム	事後	
令和5年9月7日	I 2 特定個人情報ファイル名	(1)民生行政情報ファイル(民生行政情報データベースシステムDB) (2)身体障害者福祉情報ファイル(身体障害者福祉情報システムDB) (3)身体障害者手帳申請・変更処理簿ファイル(エクセルファイル)	(1)民生行政情報ファイル(民生行政情報データベースシステムDB) (2)身体障害者一覧表(障害者福祉システムDB)	事後	
令和5年9月7日	I 4① 実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和5年9月7日	I 4② 法令上の根拠	－	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二の第10, 14, 16, 16の2, 20, 27, 28, 31, 53, 54, 55, 56の2, 57, 79, 85の2, 106, 108, 116の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9, 11, 12, 12の2, 14, 20, 21, 22, 27, 28, 29, 30, 31, 42, 43の4, 53, 55, 59条の2の2 【情報照会】 実施しない	事後	
令和5年9月7日	I 5② 所属長の役職名	社会福祉課長 中下 義博	課長	事後	
令和5年9月7日	II 1 対象人数	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	
令和5年9月7日	II 1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和5年9月7日時点	事後	
令和5年9月7日	II 2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和5年9月7日時点	事後	
令和5年9月7日	III しきい値判断結果	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和5年9月7日	IV6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	
令和5年9月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒736-8601 広島県安芸郡海田町上市14番18号 海田町役場 福祉保健部 社会福祉課 電話:082-823-9207 ファックス:082-823-9627	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 社会福祉課 電話:082-823-9207 ファックス:082-823-9627	事後	令和5年9月19日の役場庁舎移転後の変更
令和6年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の11の項 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第11条	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の20の項 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第11条	事後	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)による法令上の根拠の変更に合わせて更新。
令和6年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供NWSによる情報 関係 ②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二の第10, 14, 16, 16の2, 20, 27, 28, 31, 53, 54, 55, 56の2, 57, 79, 85の2, 106, 108, 116の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9, 11, 12, 12の2, 14, 20, 21, 22, 27, 28, 29, 30, 31, 42, 43の4, 53, 55, 59条の2の2 【情報照会】 実施しない	【情報提供】 ・番号法第19条第1項第8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日 デジタル庁・総務省令第9号) 表の160の項及び第162条 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日 デジタル庁・総務省令第9号) 表の14, 18, 20, 25, 37, 42, 48の項及び第16, 20, 22, 27, 39, 44, 50, 51, 55, 77, 78, 79, 82, 83, 93, 94, 110, 115, 126, 127, 143, 146, 157, 162, 165条 【情報照会】 実施しない	事後	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)及び関連主務省令(官報 令和6年5月24日号外第124号によって公表)による法令上の根拠の変更に合わせて更新。
令和7年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の20の項	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表の20の項	事後	字句の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第1項第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日 デジタル庁・総務省令第9号）表の160の項及び第162条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日 デジタル庁・総務省令第9号）表の14, 18, 20, 25, 37, 42, 48の項及び第16, 20, 22, 27, 39, 44, 50, 51, 55, 77, 78, 79, 82, 83, 93, 94, 110, 115, 126, 127, 143, 146, 157, 162, 165条	【情報提供】 ・番号法第19条第1項第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日 デジタル庁・総務省令第9号）表の160の項及び第162条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令 表の14, 18, 20, 25, 37, 42, 48の項及び第16, 20, 22, 27, 39, 44, 50, 51, 55, 77, 78, 79, 82, 83, 93, 94, 110, 115, 126, 127, 143, 146, 157, 162, 165条	事後	字句の修正
令和7年9月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和5年9月7日時点	令和6年5月19日時点	事後	
令和7年9月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和5年9月7日時点	令和6年5月19日時点	事後	
令和7年9月1日	IV 8 人手を介在させる作業	－	人手を介在させる作業はない	事後	
令和7年9月1日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	－	情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	
令和7年9月1日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	－	十分である	事後	
令和7年9月1日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	－	・業務PCは1人1台を使用し、職員毎のICカードとシステムIDのそれぞれにPWを設定することで、本人以外はログインができない仕組みにしている。また、ログイン後のシステム操作についてもログが残るため、故意の目的外情報照会への抑止としている。 ・業務システムにおいて、照会の際に職員自ら「特定個人情報を利用する業務」を選択させた上でないと照会が行えない仕組みとしている。	事後	